

平成 30 年度
包括外部監査の結果報告書

(テーマ)

指定管理者制度導入施設の管理運営に関する財務事務について

平成 31 年 3 月

山形県包括外部監査人
伊藤明彦

第1章 総論	1
第1 外部監査の概要	1
1. 監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（監査テーマ）	1
3. 特定の事件を選定した理由	1
4. 包括外部監査の実施期間	1
5. 包括外部監査の対象期間	2
6. 監査対象部局等	2
7. 包括外部監査の方法	2
8. 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格	2
9. 利害関係	3
第2 包括外部監査の監査結果	3
1. 監査の結果について	3
2. 指摘事項及び意見の一覧	3
第2章 県の公の施設の状況及び監査対象施設の選定について	15
第1 公の施設の状況	15
第2 監査対象施設の選定について	18
第3 県の指定管理者制度の概要	21
1. 指定管理者制度導入手続き等に係るガイドライン	21
2. 指定管理者の募集	23
3. 指定管理者の候補者の選定	24
4. 指定管理者の指定及び協定の締結	25
5. 指定管理者に対する監督・評価検証	25

第3章 包括外部監査の結果報告	26
第1 各施設についての結果報告	26
1. 山形県男女共同参画センター	26
2. 福祉休養ホーム 寿海荘	33
3. 山形県立点字図書館	41
4. 山形県産業創造支援センター	47
5. 山形県産業科学館	59
6. 山形県国民宿舎竜山荘	67
7. 山形県源流の森	79
8. 弓張平公園	85
9. 最上中央公園	91
10. 山形県県営住宅・山形県すまい情報センター	103
11. 山形県ふるさと交流広場	117
12. 第1及び第2酒田プレジャーボートスポット	127
13. 山形県生涯学習センター	135
第2 総括意見	142

第1章 総論

第1 外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

指定管理者制度導入施設の管理運営に関する財務事務について

3. 特定の事件を選定した理由

平成15年9月に「地方自治法の一部を改正する法律」が施行され、指定管理者制度が創設された。指定管理者制度は地方公共団体が設置する公の施設について、当該地方公共団体が指定する法人や団体（指定管理者）に管理を行わせる制度である。山形県（以下「県」という。）においては民間の能力やノウハウを施設の管理運営に活かすことにより、県民サービスの一層の向上、行政経費の節減、地域の活性化等を図ることをねらいとし、平成18年度より導入されたものである。

県において指定管理者制度が本格的に導入されてから、既に10年以上が経過している。この制度が当初の導入目的に沿って適切に制度運用が図られているか、改善すべき点がないか等、包括的に成果と課題を検証すべき時期が来ているものと考えられる。

また、利用料金制や自主事業条件等の指定管理者に対するインセンティブの付与の在り方などの課題についても検討を行うことも求められているところである。

このような状況のなか、県が指定管理者制度を導入している施設の管理運営に焦点をあて、その財務事務の執行や管理の状況について、包括外部監査人の視点から検証を行うことは極めて有意義であり、これまで包括外部監査のメインテーマとして取り扱われていないことにも鑑み本年度のテーマとして選定した。

4. 包括外部監査の実施期間

平成30年4月から平成31年3月までの期間、監査を実施した。

5. 包括外部監査の対象期間

原則として平成 29 年度の執行分（必要に応じて他の年度も対象とする。）

6. 監査対象部局等

指定管理者制度導入施設及び指定管理者制度に関する事務を執行する部局等

7. 包括外部監査の方法

(1) 監査の要点

- ①施設の管理・運営が、条例や規則及び指定管理者制度の導入目的に則し、適切に行われているか。
- ②利用料金制の導入状況や、自主事業実施条件等、県の歳入及び指定管理者にとってのインセンティブの在り方は適切か。
- ③施設の利用者負担は、施設の行政コストや施設の設置目的に照らして適切か。
- ④指定管理者などの施設管理者の選定は適切に行われているか。
- ⑤施設の管理運営に関して、県と指定管理者の役割分担は適切か。

(2) 監査手続

- ①関係書類の閲覧
- ②関係部局への質問
- ③関係施設等への現地調査
- ④検出された問題点に関する改善策の検討
- ⑤その他必要とした手続

8. 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格

(1) 包括外部監査人

公認会計士 伊 藤 明 彦

(2) 補助者

公認会計士 津 村 隆

公認会計士 柴 田 真人

公認会計士 浅 野 和 宏

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第 2 包括外部監査の監査結果

1. 監査の結果について

監査の結果について、監査人は次の区分で述べている。

区分	内 容
指摘事項	現在の法令又は規定等に照らして違反又は不当と監査人が判断した事項 ・本文中、【指摘事項】と表記する。
意見	「指摘事項」には該当しないが、監査人が改善を要すると判断した事項又は検討を要すると判断した事項 ・本文中、【意見】と表記する。

これらの記載区分は、監査人が判断した事項であり、かつ現状の多様性からも必ずしも厳密で統一的な区分を行えない場合があることを御承知おきいただきたい。

なお、監査の結果については、特段の断りがない場合は、平成 31 年 1 月末現在の判断に基づき記載している。

2. 指摘事項及び意見の一覧

本報告書において記載した指摘事項及び意見の概要について、一覧できるよう表形式で記載する。詳細については、該当ページを参照されたい。

NO	監査結果及び意見要約	区分	参照ページ・施設名
----	------------	----	-----------

第 3 章 第 1 各施設についての結果報告			
1	(収支報告書に計上する人件費について) 指定管理者は、平成 27 年度から平成 29 年度までの収支報告書において、人件費として、実際に発生した人件費ではなく、事務費や男女共同参画事業経費を予算より節減した額を限度として、人件費予算額に加算した額を計上していた。その結果、支出合計の予算額	意見	32 P 山形県男女共同参画センター

	<p>と決算額が同額計上された状態となっていた。</p> <p>県は、必要なサービスが提供されているかを確認し、今後の指定管理料をより適切に積算するため、収支実績を正確に把握することが必要である。よって、県は、人件費について、予算額により調整した金額ではなく、実際に発生した金額を計上するよう指導する必要がある。</p>		
2	<p>(貸与物品の管理について)</p> <p>県は、指定管理者に貸与している物品については、貸与物品の適切な管理のため、備品であるか否かを問わず、物品の管理に関する書類を作成の上、管理していくことを検討されたい。</p>	意見	40 P 山形県福祉休養ホーム 寿海荘
3	<p>(個人情報の管理徹底について)</p> <p>宿帳には個人情報に属するものが含まれているため、特定の者以外、容易に閲覧できないよう管理を行う必要がある。</p> <p>県は、宿帳等を含め個人情報の取扱いについて、管理を徹底するよう指定管理者を指導する必要がある。</p>	指摘事項	40 P 山形県福祉休養ホーム 寿海荘
4	<p>(分煙化への対応について)</p> <p>最近是非喫煙者が多くなってきており、多くの施設で禁煙化あるいは分煙化が進んでいる。寿海荘で実施した利用客からのアンケートでも分煙化の要望が多かった。</p> <p>今後、客室の分煙化や共用部分に喫煙スペースを設けるなど、非喫煙者への十分な配慮も望まれる。</p>	意見	40 P 山形県福祉休養ホーム 寿海荘
5	<p>(アンケート調査の対象となる母集団について)</p> <p>当施設では、アンケート調査の対象を利用登録者のうち「図書館だより」送付希望者のみに限定しており、調査対象となる母集団としては小さいものと考えられる。</p> <p>県は、指定管理者が行うアンケート調査について、より多くの利用登録者を対象として調査を実施できるよう、費用対効果も十分に勘案しながら、調査対象母集団の規模を検討するよう指導されたい。</p>	意見	46 P 山形県立 点字図書館
6	<p>(備品現品と備品台帳の確実な照合確認の実施及び報告について)</p>	指摘事項	54 P 山形県産業創造

	<p>県は毎年備品現品と備品台帳の照合確認を実施し、遊休物品の有無等を報告している。平成 29 年度も照合確認を実施し、遊休備品はない旨報告しているが、現地調査時点で使用されておらず、今後も使用が見込まれない備品が存在していた。</p> <p>県は、指定管理者が管理する県有備品についても備品台帳と確実に照合確認を行い、使用状況等についても指定管理者に確認の上実態を報告する必要がある。</p>		支援センター
7	<p>(物品番号の記載がない備品標示票の追記について)</p> <p>備品標示票を貼付する目的は、備品の所有権を明らかにし、かつ、物品番号を表示することで定期的な備品台帳との照合確認を容易にすることと考える。</p> <p>当該施設には、机やキャビネットなどの類似の備品等が多数設置され、かつ、当施設内に他施設の物品も保管されており、施設所管部局の判別が難しい状況にあることから、特に備品台帳との照合確認の必要性が高い。</p> <p>県は、物品番号の記載がない備品標示票については、物品番号を追記し、定期的な照合確認を容易に行えるようにする必要がある。</p>	意見	55 P 山形県産業創造支援センター
8	<p>(管理業務に係る事業報告書で報告すべき内容の明確化について)</p> <p>平成 29 年度事業報告書の創業支援に関する記載のうち、相談延べ件数について、指定管理者が有する企業相談情報データベースの相談件数の実績と一致していない。</p> <p>県は、事業報告書の報告件数について、正しい件数が報告されるよう指定管理者に対して、報告すべき件数の考え方を明確に示す必要がある。</p>	指摘事項	56 P 山形県産業創造支援センター
9	<p>(防火・防災計画に基づく確実な訓練の実施について)</p> <p>指定管理者は、県との包括協定書に基づき「防火・防災計画書」を整備しているが、平成 29 年度は、指定管理業務の対象施設において計画に基づく訓練を実施していない。県は、今後、指定管理業務の対象施設に関する具体的な訓練計画を定め、確実に実施するよう指導する必要がある。</p>	指摘事項	57 P 山形県産業創造支援センター

10	<p>(産業情報提供室における図書等提供の見直しについて)</p> <p>当施設の産業情報提供室では、平成20年、21年頃に発刊された雑誌等を設置しているが、ほとんど利用されていない状況である。</p> <p>県は、産業情報提供室の利用状況及び施設入居者の要望について指定管理者からの意見も踏まえ、改めて産業情報提供室における図書等提供の機能について見直す必要がある。</p>	意見	58 P 山形県産業創造支援センター
11	<p>(収支実績書における本社管理経費について)</p> <p>指定管理者は、平成25年度から平成29年度までの収支実績書において、収入から必要な支出を行った後の差引残額を本社管理経費として支出に計上し、収支差引を0として県に報告している。</p> <p>県が指定管理料を適切に積算するためには、当施設の設置目的に沿った適切なサービスが提供されているかを確認し、かつ施設運営に伴う収支実績を正確に把握することが必要であることから、本社管理経費として必要な間接経費を適切に収支に計上することが重要である。</p> <p>このため、本社管理経費として計上する間接経費の内容や範囲、経費の計算方法などについて、県と指定管理者が協議して定めておくことが望ましい。</p>	意見	66 P 山形県産業科学館
12	<p>(備品台帳の記載について)</p> <p>現地調査時に、県が指定管理者に貸与している備品について、その設置場所、保管場所が明らかでないものがあつた。</p> <p>県は、県有備品現物と備品台帳の照合確認を容易に行うことができるようにするため、備品台帳上の個々の県有備品の設置場所又は保管場所の記載について、施設内における設置場所・保管場所を特定できる記載方法に変更することを検討されたい。</p>	意見	75 P 山形県国民宿舎竜山荘
13	<p>(県有備品への備品標示票の貼付について)</p> <p>現地調査時に、備品標示票の貼付されていない県有備品が存在した。</p> <p>県は、備品標示票の貼付されていない県有備品につ</p>	指摘事項	75 P 山形県国民宿舎竜山荘

	<p>いて、備品の所有権を明確にし、定期的を実施する備品台帳との照合確認を容易に行うことができるようにするため、山形県財務規則第 155 条の規定に従い、所定の備品標示票を貼付すべきである。</p>		
14	<p>(県有備品を使用しなくなった場合の報告義務の包括協定書への明記について)</p> <p>現地調査時に、県有備品について使用されていない状態のものがあつた。</p> <p>県は、指定管理者が県有備品を使用しない状況になった場合、指定管理業務が十分に行えるかを確認できるように、包括協定書に、使用しない状況になった場合に速やかに県へ報告しなければならない旨の文言を明記することを検討されたい。</p>	意見	75 P 山形県国民宿舎 竜山荘
15	<p>(保守管理業務の県に対する報告について)</p> <p>県は、毎月指定管理者より提出される月次の事業報告書において、各種定期点検、法定点検の実施状況を確認している。</p> <p>しかし、県が月次の事業報告書により確認できるのは、各種定期点検、法定点検実施の事実のみであり、点検の結果、不備、不具合などの有無、その内容、その措置状況等については確認することができない。</p> <p>県は、指定管理者が実施した各種定期点検、法定点検の結果について、当該点検を実施した旨のみの報告ではなく、当該点検を実施した結果、不備、不具合などの有無、その内容、措置状況等について、指定管理者へ詳細な報告を求めることを検討されたい。</p>	意見	76 P 山形県国民宿舎 竜山荘
16	<p>(保守点検業務等の進捗管理について)</p> <p>県は、指定管理者が管理運営業務仕様書に示されている回数の保守点検業務等を確実に実施していることを確認するため、点検結果の一覧等を作成し進捗状況の把握に努められたい。</p>	意見	76 P 山形県国民宿舎 竜山荘
17	<p>(指定管理者作成の収支決算書の適正性の確保及び経理状況の報告への速やかな対応について)</p> <p>県は、指定管理者に事業報告書中の収支決算書の内容について、現地調査の実施や必要に応じて証拠書類(残高試算表・総勘定元帳等)の提出を求め、確認す</p>	指摘事項	77 P 山形県国民宿舎 竜山荘

	ることにより、その適正性を確保することが求められる。また、指定管理者がいつ県から報告を求められても常に経理状況を明らかにできるように、証拠書類の保管を含め、適切な指導を行うことが必要である。		
18	<p>(指定管理業務に係る現金管理について)</p> <p>会計システムへの伝票入力については、業務運営の効率性を考えれば、数日に1度まとめて伝票入力作業を行うということもやむを得ないと考えられるが、少なくとも現金の出納記録については、入出金の都度行うべきであり、会計システムの年度更新という都合上、伝票入力ができないということであれば、手書きの現金出納帳の記入等で、入出金記録の漏れを防止することが求められる。</p> <p>県は、指定管理業務に係る現金管理について、現金の実際有高と照合すべき帳簿残高を把握できるようにするため、適時適切な入出金記録を行うよう指導することが必要である。</p>	指摘事項	77 P 山形県国民宿舎 竜山荘
19	<p>(施設設備の計画的な修繕等について)</p> <p>現地調査における施設巡回時に、トイレ天井の一部破損や食堂の手洗い器の不具合など修繕等が必要と思われる個所が見受けられた。これらは施設利用者の目に触れることが考えられ、施設の印象にも関わるものである。</p> <p>県は、適切なサービスの提供やリピーター確保の観点から、指定管理者と適宜協議を行いながら、利用される施設設備について計画的な修繕等を進める必要がある。</p>	指摘事項	78 P 山形県国民宿舎 竜山荘
20	<p>(今後の施設管理・運営の在り方について)</p> <p>当施設は、開設以来 50 年以上経過しており、施設の老朽化が見受けられる。</p> <p>事業継続を前提とした場合、改築や大規模修繕等が必要となることが考えられるため、施設修繕に係る中長期的な見通しを踏まえながら、事業継続の必要性も含めた今後の施設管理・運営の在り方について検討を進めることが必要である。</p>	意見	78 P 山形県国民宿舎 竜山荘
21	(事業報告書の記載について)	意見	84 P

	<p>指定管理者が提出する事業報告書において、収支実績額を記載するのみでなく、計画値（予算）並びに計画と実績の差異を示す記載を行うよう指定管理者と協議し、合意を得ることが望ましい。</p> <p>また、自主事業の実施結果について、事業計画書の記載と対応する形で実績の記載を行うよう指定管理者に指導すべきである。</p> <p>さらに、自主事業にかかる支出について、他の業務から区分して報告するよう指定管理者に指導すべきである。</p>		山形県源流の森
22	<p>(備品現品と備品台帳の確実な照合確認の実施及び報告について)</p> <p>県は毎年備品現品と備品台帳の照合確認を実施し、遊休物品の有無等を報告している。平成 29 年度も照合確認を実施し、遊休備品はない旨報告しているが、現地調査時点で使用されておらず、今後も使用が見込まれない備品が存在していた。</p> <p>県は、指定管理者が管理する県有備品についても備品台帳と確実に照合確認を行い、使用状況等についても指定管理者に確認の上実態を報告する必要がある。</p>	指摘事項	98 P 最上中央公園
23	<p>(県有備品を使用しなくなった場合の報告義務の包括協定書への明記について)</p> <p>現地調査時に、使用されていない県有備品の存在を確認した。</p> <p>県は、指定管理者が県有備品を使用しない状況になった場合、指定管理業務が十分に行えるかを確認できるように、包括協定書に、使用しない状況になった場合に速やかに県に報告しなければならない旨の文言を明記することを検討されたい。</p>	意見	98 P 最上中央公園
24	<p>(備品標示票の追記について)</p> <p>備品標示票を貼付する目的は、備品の所有権を明らかにし、かつ、物品番号を表示することで定期的な県有財産台帳との照合確認を容易にすることと考える。机やキャビネットなどの類似の備品が多数設置され、かつ、指定管理者が自ら購入した備品と併存している状況では、特に県有財産台帳との照合確認の必要性が</p>	意見	99 P 最上中央公園

	<p>高い。</p> <p>県は、物品番号の印字が薄くなり見えなくなった備品標示票については、物品番号を追記し、定期的な照合確認を容易に行えるようにする必要がある。</p>		
25	<p>(県による事業報告書の確実な確認について)</p> <p>平成 29 年度の事業報告書の「利用料金収入実績、減免状況」に係る記載のうち、公園占用・行為料及び減免額の一部が減免伺書と一致していない。</p> <p>県は、事業報告書について、現地調査や証拠書類の提出等により確実に確認を行うとともに、正確な事業報告書の作成について指定管理者を指導する必要がある。</p>	指摘事項	101 P 最上中央公園
26	<p>(利用料金還付申請書の「申出日」欄の追加について)</p> <p>公の施設利用に当たっては不当な差別的取扱いをせず平等利用が求められ、指定管理者は条例を遵守して管理業務を行う必要がある。還付申請書の日付が条例で還付できるとされている使用開始前 7 日より後の日付となっている場合、外観的に条例に違反しているとの誤解を生じさせてしまうため、例えば、還付申請書に「申出日」欄を追記して指定管理者が記載・確認を行う運用とすることが望ましい。</p>	意見	102 P 最上中央公園
27	<p>(指定管理業務に係る預金口座の区分管理について)</p> <p>当施設においては、特定の預金口座の中で指定管理者としての管理業務にかかる収支とそれ以外の収支が混在しており、専用の口座による管理が行われていない。指定管理者としての管理業務に係る専用の口座を設け、他の事業と区分して管理する方向で指定管理者と協議し、合意を得ることが望ましい。</p>	意見	102 P 最上中央公園
28	<p>(収支予算書及び収支決算書の様式の変更について)</p> <p>包括協定書には、収支予算書に当たる「県営住宅等管理運営業務事業計画書」及び収支決算書に当たる「県営住宅等管理運営業務事業報告書」の様式が定められている。しかし、それらのいずれにも指定管理事業に係る消費税等負担額の記載欄がないため、指定管理者は、管理運営経費に消費税等負担額を算入した上で収支予算書及び収支決算書を作成し、報告すること</p>	意見	116 P 山形県県営住宅・山形県すまい情報センター

	<p>ができない。</p> <p>県は、指定管理者が指定管理事業に係る消費税等負担額についても、管理運営経費に算入した上で収支予算書及び収支決算書を作成し、報告することができるように、「県営住宅等管理運営業務事業計画書」及び「県営住宅等管理運営業務事業報告書」の様式の変更を検討されたい。</p>		
29	<p>(指定管理業務に係る現金管理について)</p> <p>指定管理者の保有する指定管理業務に係る現金について、現地調査時に実査した結果、帳簿上の現金残高と実際有高との間に差異が生じていた。</p> <p>県は、指定管理者の現金管理について、現金の入出金（本所から各支所への送金取引も含む。）の都度現金出納帳へ記録するとともに、日々の業務終了後手許現金残高表を作成し、帳簿残高と実際有高の照合を行うよう指導すべきである。</p>	指摘事項	<p>116 P</p> <p>山形県県営住宅・山形県すまい情報センター</p>
30	<p>(今後の施設管理・運営の在り方について)</p> <p>当施設は、開設以来 30 年近く経過しており、遊休施設の存在及び施設の老朽化が見受けられる。</p> <p>事業継続を前提とした場合、大規模な修繕あるいは投資等が必要となることが考えられるため、施設修繕に係る中長期的な見通しを踏まえながら、事業継続の必要性も含めた今後の施設管理・運営の在り方について検討を進めることが必要である。</p>	意見	<p>123 P</p> <p>山形県ふるさと交流広場</p>
31	<p>(申請条件の見直し等による申請者の確保について)</p> <p>当施設に関する直近の指定管理者への申請状況を見ると、当初は申請者がなかった。その後、申請がないのは指定管理者としては採算性に問題があるとの分析で、募集要項を一部変更し、再募集を行い現在の指定管理者が申請するに至った。県は、申請条件の見直しや、施設自体の魅力の増加により、今後も申請者を確保していくことが望まれる。</p>	意見	<p>124 P</p> <p>山形県ふるさと交流広場</p>
32	<p>(県有備品の管理の徹底について)</p> <p>現地調査時に県有備品の現品確認を実施したところ、保管場所が明らかでないものや、県の備品標示票の添付がないものが存在した。</p>	指摘事項	<p>125 P</p> <p>山形県ふるさと交流広場</p>

	<p>県は、現物を確認した県有備品については、備品標示票を添付するなど指定管理者所有の財産と明確に区分管理するとともに、指定管理者に対して、保管場所を明確にし、適切に保管するよう指導する必要がある。</p>		
33	<p>(不要資産の処分について)</p> <p>現地調査時に、使用されていないサッカーゴール等の劣化した資産が存在した。このような資産は利用者等に対して思わぬ損害を与える危険性も存在する。</p> <p>県は、再利用の余地を検討した上で、再利用しないのであれば、早期に処分する必要がある。</p>	指摘事項	125 P 山形県ふるさと交流広場
34	<p>(一般管理費に関する適切な配賦基準の設定について)</p> <p>平成 29 年度の収支実績書において、収入から指定管理業務固有の支出を差し引いた差引残額を一般管理費として支出に計上し、収支差引を 0 として県に報告している。一般管理費の内容としては指定管理業務に関する間接人件費等が該当するが、間接人件費は勤務時間等を用いた合理的な基準で配賦されていない状況である。</p> <p>県は、指定管理者に対し、収支実績書のうち間接人件費等、一般管理費に属する項目につき、適切な配賦基準を設定し、これに基づいて金額を計算するよう指導する必要がある。</p>	意見	126 P 山形県ふるさと交流広場
35	<p>(情報公開に関する県の指導について)</p> <p>指定管理者が包括協定書で定めることとされている施設の管理業務に関する情報の公開に関する規程を作成していない場合、県は、包括協定書第 23 条第 2 項に基づき、規程の作成について指導する必要がある。具体的には、指定管理者に対してひな形を提示し、管理業務の実態に即した形に修正するなどの指導を検討されたい。</p>	指摘事項	133 P 第 1 及び第 2 酒田プレジャー ボートスポット
第 3 章 第 2 総括意見			
1	<p>(インセンティブの向上について)</p> <p>指定管理者制度の持続的な運用に当たっては、民間団体が指定管理者になろうとするインセンティブを高める条件設定に努めることが必要である。条件設定</p>	意見	146 P 総括

	<p>に当たっては、各施設の設置目的等を十分に考慮した上で、募集時の指定管理料や納付金の参考価格の決定、利用料金の在り方、自主事業の範囲やその収益の取扱い、リスク分担の見直し、修繕計画の策定など総合的に検討することが望ましい。</p>		
2	<p>(担当者間の意見交換について)</p> <p>県では、指定管理者制度を導入している各施設の所管課担当者を対象とした「指定管理者制度に係る担当者会議」を開催している。このような会議を定期的に複数回設けるなど、意見交換の場を充実させることにより、自らが所管している施設の管理等の参考となり、実務に生かすことが可能になるものと考えことから、適切な実施が望ましい。</p>	意見	147 P 総括
3	<p>(収支予算書・収支決算書の様式について)</p> <p>収支予算書・収支決算書について、収支の状況をより適切に表す観点から、施設に応じて可能な限り消費税に関して税込様式から税抜き様式での作成を検討することが望ましい。</p>	意見	147 P 総括
4	<p>(指定管理者に対する管理・監督手続きについて)</p> <p>各施設所管課の指定管理者に対する管理・監督手続きについては必ずしも統一されたものがない。「総括意見2」で述べた意見交換の場などを通して、必ず行うべき重要な手続きを洗い出すことなどにより、マニュアル化を進めることが望ましい。</p> <p>この中で、指定管理業務に係る預金残高管理については、定期的に指定管理者から当該専用口座の残高について当該事業区分の合計残高試算表等に基づき報告を受けるとともに当該専用口座の預金通帳を自ら閲覧する等、指定管理者がその管理業務の中で帳簿残高と銀行残高の一致を確認していることを確かめるモニタリング手続を実施することが望ましい。</p>	意見	147 P 総括
5	<p>(包括協定等におけるリスク分担に関する定めについて)</p> <p>県は、包括協定等において、物価の変動、金利変動、法令・税制等の変更により、施設の管理運営に支障が生じた場合のリスク分担に関する条項を定め、リスク</p>	意見	147 P 総括

	<p>分担表を作成することが望ましい。</p>		
6	<p>(指定管理施設における自主事業の取扱いについて)</p> <p>県は、自主事業に係る取扱いを明確に示すとともに、目的外の自主事業を実施する場合は行政財産の目的外使用許可手続及び使用料の納付が必要となること及び企画事業を含む指定管理用務に係る収支と自主事業に係る収支を区分して収支計画書を作成するよう指定管理者を指導することが望ましい。</p>	意見	147 P 総括
7	<p>(サービス提供・管理運営状況等に係る検証等について)</p> <p>県は、サービス提供・管理運営状況等に係る検証を行うに当たって、「指定管理者制度導入手続き等に係るガイドライン」に示すとおり、施設に設置している第三者を含む運営協議会等や審査委員会を活用する等、施設の規模や状況に応じた方法により、外部視点の導入に努めることが望ましい。</p>	意見	148 P 総括

第2章 県の公の施設の状況及び監査対象施設の選定について

第1 公の施設の状況

公の施設とは普通地方公共団体が住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である（地方自治法 244 条）

県の公の施設及び指定管理者制度の平成 30 年度の導入状況は以下のとおりである。

所管 部局等	施設名	指定期 間（年）	指定管理者	直近公募 申請者数
総務部	県民緑地（県庁前公園）	—	直営	—
環境エネ ルギー部	山形県防災学習館	—	直営	—
	山形県立自然博物館	5	特定非営利活動法人エコプロ	1
	山形県志津野営場	5	西川町総合開発株式会社	1
子育て推 進部	山形県子ども館	2	特定非営利活動法人みらい子 育てネット山形	1
	山形県男女共同参画センター	5	公益財団法人山形県生涯学習 文化財団	1
	山形県立鶴岡乳児院	—	直営	—
	児童自立支援施設 山形県立朝日学 園	—	直営	—
	山形県婦人保護施設金谷寮	—	直営	—
健康福祉 部	福祉型障がい児入所施設（山形県立 最上学園、山形県立やまなみ学園、 山形県立鳥海学園）	—	直営	—
	山形県立子ども医療療育センター	—	直営	—
	山形県精神保健福祉センター	—	直営	—
	救護施設 山形県立泉荘	5	社会福祉法人山形県社会福祉 事業団	1
	救護施設 山形県立みやま荘	5	社会福祉法人山形県社会福祉 事業団	1
	山形県福祉休養ホーム寿海荘	5	社会福祉法人山形県社会福祉 事業団	1
	身体障がい者福祉ホーム 山形県立 ふれあいの家	5	社会福祉法人山形県身体障害 者福祉協会	1
	山形県立点字図書館	5	社会福祉法人山形県身体障害 者福祉協会	1

	山形県身体障がい者保養所東紅苑	5	社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会	1
商工労働部	山形県立産業技術短期大学校(山形、庄内)	—	直営	—
	山形県高度技術研究開発センター	—	直営	—
	山形県産業創造支援センター	3	公益財団法人山形県企業振興公社	1
	山形県産業科学館	3	山形県産業科学館共同管理者	1
	山形県立山形職業能力開発専門学校	—	直営	—
	山形県立庄内職業能力開発センター	—	直営	—
観光文化スポーツ部	山形県国民宿舎竜山荘	3	株式会社東北ホテルシステムズ	1
	山形県観光情報センター	3	公益社団法人山形県観光物産協会	1
	山形県県民の海・プール	5	特定非営利活動法人健康づくりサポート東北21	1
	山形県国際交流センター	3	公益財団法人山形県国際交流協会	1
	山形県郷土館	5	公益財団法人山形県生涯学習文化財団	1
	県政史緑地	5	公益財団法人山形県生涯学習文化財団	1
	山形県県民会館	3	株式会社ステージアンサンブル東北	1
	置賜文化ホール	5	米沢市	非公募
農林水産部	山形県農林大学校	—	直営	—
	漁船以外の船舶が使用することができる由良漁港の白山島船揚場及び堅苔沢漁港の船舶保管施設	5	山形県漁業協同組合	1
	山形県県民の森	5	公益財団法人山形県みどり推進機構	1
	山形県源流の森	5	公益財団法人山形県みどり推進機構	1
	山形県眺海の森	5	一般社団法人庄内森林保全協会	1

	山形県遊学の森	5	株式会社グリーンバレー神室 振興公社	1
県土整備 部	中山公園	5	青山建設株式会社	2
	弓張平公園	5	西川町総合開発株式会社	1
	最上川ふるさと総合公園	5	さがえ・ふるさと共同企業体	2
	最上中央公園	4	一般財団法人新庄市体育協会	1
	庄内空港緩衝緑地	5	庄内園芸緑化株式会社	1
	山形県総合運動公園	5	株式会社モンテディオ山形	2
	悠創の丘	5	悠創の丘企業共同体	1
	西藏王公園	5	西藏王公園施設企業共同体	1
	健康の森公園	4	内外緑化株式会社	1
	蔵王みはらしの丘ミュージアムパーク	5	みはらしの丘ミュージアムパーク管理運営企業体	1
	流域下水道（最上川流域下水道、最上川下流流域下水道）	—	直営	—
	県営住宅（76団地）	5	株式会社西王不動産	2
	山形県すまい情報センター	5	株式会社西王不動産	2
	山形県ふるさと交流広場	3	株式会社モンテディオ山形	1
	米沢ヘリポート	5	東北警備保障株式会社	1
	酒田北港緑地	5	クリーンサービス株式会社	1
	鼠ヶ関マリーナ	5	鶴岡市	1
	酒田北港緑地展望台	5	庄内海浜さとやまの会共同企業体	2
	第1酒田プレジャーボートスポット	5	酒田小型船舶安全協会	1
	第2酒田プレジャーボートスポット	5	酒田小型船舶安全協会	1
	山形県酒田海洋センター	5	庄内海浜さとやまの会共同企業体	1
加茂港緑地	5	一般財団法人鶴岡市開発公社	1	
加茂レインボービーチ	5	一般財団法人鶴岡市開発公社	1	
マリパーク鼠ヶ関	5	鼠ヶ関自治体	1	
教育庁	山形県生涯学習センター	5	公益財団法人山形県生涯学習文化財団	1
	山形県立図書館	—	直営	—
	山形県立博物館	—	直営	—
	山形県青年の家	3	山形県青年の家管理企業体	1

	山形県朝日少年自然の家	3	株式会社ヤマコー	2
	山形県飯豊少年自然の家	3	株式会社ヤマコー	2
	山形県神室少年自然の家	3	神室少年自然の家管理企業共 同体	2
	山形県金峰少年自然の家	—	直営	—
	山形県体育館	3	公益財団法人山形市体育協会	2
	山形県武道館	3	公益財団法人山形市体育協会	2
	山形県あかねヶ丘陸上競技場	5	公益財団法人山形市体育協会	2
	山形県立うきたむ風土記の丘考古資 料館	3	高島町	1
企業局	県民ゴルフ場	5	株式会社山形ゴルフ倶楽部	2
	山形県営駐車場	2	株式会社ヤマコー	1
	水道用水供給施設（村山広域水道、 置賜広域水道、最上広域水道、庄内 広域水道）	—	直営	—
	工業用水供給施設（酒田工業用水道、 八幡原工業用水道、福田工業用水道）	—	直営	—
病院事業 局	県立病院（山形県立中央病院、山形県 立新庄病院、山形県立河北病院、山形 県立こころの医療センター）	—	直営	—

第2 監査対象施設の選定について

調査対象施設に関しては以下の視点から選定した。

- ①指定管理料の年額が5千万円を超えるもの。

（指定管理費の年額：指定管理料当初申請額/指定期間）

- ②県の指定管理者制度導入施設におけるサービス提供、管理運営状況の検証の結果（平成28年度）、「サービスの向上」又は「地域の活性化、雇用の確保等」の評価項目につきA評価でないもの。

*「山形県行財政改革推進プラン（平成29年3月策定）」において「サービスの向上」又は「地域の活性化、雇用の確保等」の評価の指標としてA評価になることを目標としている。評価についてはA～Dの4段階で示され、その内容は以下のとおりである。

A：仕様書等に定める水準を上回っている等、優れた対応がなされている。

B：概ね適正に管理されている。

C：部分的に改善を要するところがあるが、既に対応済み又は対応見込である。

D：仕様書に定める水準に達しておらず、大いに改善を行う必要がある。
 ただし、上記の①又は②に該当していても廃止や移管が予定されている施設、平成30年度において指定管理者を募集する施設及び指定管理者制度導入後間もない施設については対象外とした上で施設の内容が同種のものについて除いた。
 この結果、以下の15施設を調査の対象として選定した。

(単位：千円)

NO	所管 部局等	施設名	指定管理料 平成29年度	評価		現地 調査 対象
				サービ ス 向 上	地 域 活 性 化 等	
1	子育て推進部	山形県男女共同参画センター	29,839 (NO.15と一括公募)	B	A	-
2	健康福祉部	山形県福祉休養ホーム寿海荘	57,261	B	B	○
3	健康福祉部	山形県立点字図書館	29,355	B	B	-
4	商工労働部	山形県産業創造支援センター	13,359	B	A	○
5	商工労働部	山形県産業科学館	78,895	B	A	-
6	観光文化スポーツ部	山形県国民宿舎竜山荘	0	B	B	○
7	農林水産部	山形県源流の森	44,501	B	B	-
8	県土整備部	弓張平公園	68,859	B	B	-
9	県土整備部	最上中央公園	19,936	B	B	○
10	県土整備部	県営住宅(76団地)	321,825	A	B	○
11	県土整備部	山形県すまい情報センター		A	B	○
12	県土整備部	山形県ふるさと交流広場	1,330	A	B	○
13	県土整備部	第1酒田プレジャーボートスポット	0	B	B	○
14	県土整備部	第2酒田プレジャーボートスポット		B	B	○
15	教育庁	山形県生涯学習センター	93,251 (NO.1と一	A	A	-

			括公募)			
--	--	--	------	--	--	--

- * 1 NO. 6、13、14 は完全利用料金制を採用しており、指定管理料はない。
- * 2 NO. 10 の県営住宅（76 団地）については1 施設と計上している。また、1 か所のみ現地調査を行っている。
- * 3 NO. 1 と 15、NO. 10 と 11 及び NO. 13 と 14 は一括公募施設であるため現地調査も同じ日に行い、報告書上も一括して記載している。

上記の施設について事前に所管部局等へのヒアリングを実施し、施設の老朽化、遊休資産の存在その他の事項を総合的に勘案し、監査人の判断で現地調査対象を決定した。それ以外のものについては書面監査を実施した。

現地調査に当たって実施した主な調査手続きは以下のとおりである。

- ①指定管理業務（以下「業務」という）全般に関してヒアリングを行い、概要を把握する。
- ②県に提出した事業計画・事業報告につき適宜、基礎資料と突合し、確認する。
- ③設備の利用状況及び今後の有効利用の方策の内容につき確認する。
- ④施設の利用状況、遊休設備及び老朽化資産の有無につき確認する。
- ⑤収支計画・収支決算書につき適宜、基礎資料と突き合わせ確認する。
- ⑥業務に関する会計・帳簿組織について確認する。
- ⑦県所有の備品に関して、その管理状況を確認する。
- ⑧業務に関する文書管理、情報公開、個人情報管理及び危機管理の状況につき確認する。

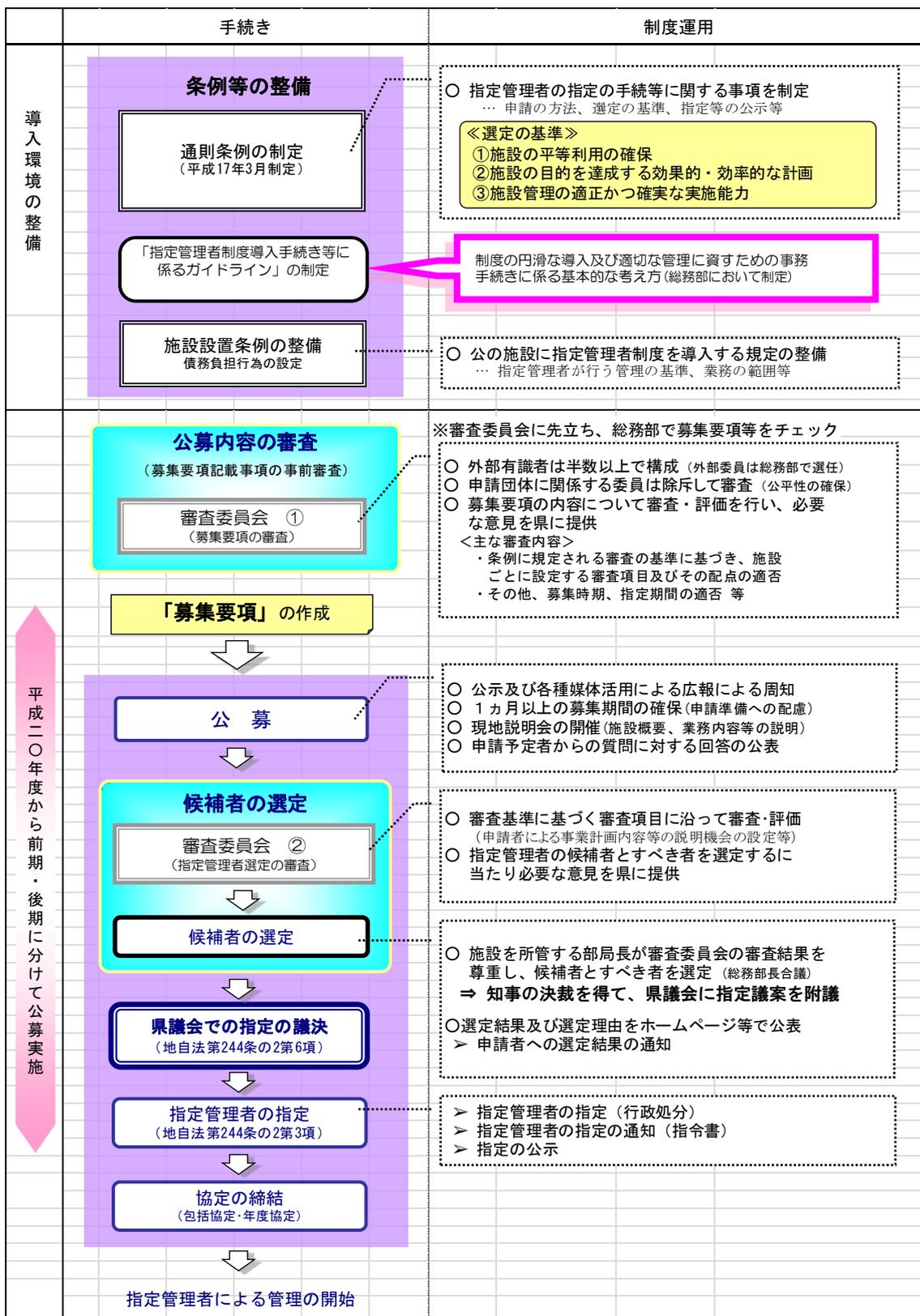
第3 県の指定管理者制度の概要

1. 指定管理者制度導入手続き等に係るガイドライン

県では、「山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月22日山形県条例第11号）」（以下「通則条例」という。）を制定している。また、公の施設について指定管理者制度の円滑な導入及び指定管理者による施設の適切な管理に資するため、その事務手続き等に関する基本的な考え方をまとめた「指定管理者制度導入手続き等に係るガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を制定している。

以下では、主にガイドライン等に基づく、県の指定管理者導入手続き等についての概要を記載する。

(図：指定管理者の指定に係る手続きの流れ)



※全体の進行管理を総務部で実施

2. 指定管理者の募集

(1) 指定管理者の募集方法

指定管理者の候補者は原則として公募とする。公募に当たっては、公告、ホームページ、広報紙など広報手段を幅広く活用することとされている。

募集時期については、申請者が複数の施設について申請することができるよう各部署において前期公募と後期公募に分けて実施するなど、類似の施設の募集が一時期に集中しないように設定することと定められている。

また、募集期間(募集要項の配布開始日から公募の締切日までの期間)については、申請者が適切な準備ができるよう、概ね6週間、少なくとも1ヶ月は確保することとしている。

(2) 申請資格

指定管理者は法人その他の団体でなければならないとされていることから(地方自治法第244条の2第3項)、個人は申請を行うことができない。

ガイドラインでは、施設の管理運営に最も適した候補者を選定するため、住民サービスの一層の向上、行政経費の節減、更に、施設の特性に応じて、地域の活性化や雇用の確保等の観点を含めて総合的に評価するとの考えを前提にした上で、次に掲げる点から、原則として、申請資格に「県内に主たる事務所を有する団体」等の地域に関する条件を付すこととしている。なお、管理運営に高い専門性やノウハウを要すること等から、県内法人・団体からの申請が必ずしも期待できない場合や、県内に限定せず、より幅広い法人・団体からの申請を求める必要がある場合は、当該地域に関する条件を付さないことができるものとしている。

- ・ 地域の実情把握による円滑な管理運営を図る観点
- ・ 緊急時における対応の迅速化を図る観点
- ・ 地域の活性化及び雇用の確保等を図る観点

(3) 募集要項

指定管理者の募集に当たっては、公募する施設ごとに募集要項を作成する。募集要項等の内容例として以下のものがガイドラインに例示されている。

<募集要項等の内容例>

- 施設の名称、施設の規模、施設の業務内容、法令等の規定
- 管理の基準(開館時間、休館日、利用料金など)、指定期間
- 指定管理者の業務の範囲(利用者の意見の把握、サービス向上等の検証、指定管理者と県との業務役割分担、維持管理・修繕に係る経費負担などを含む)
- 応募資格、応募窓口、応募方法、募集期間、申請書様式、事業計画書様式、添付書類、説明会の開催、管理経費の概算額と支払方法、選定基準、管理経費等の審査項目ごとの

配点、申請書類の取扱い（著作権の帰属、書類の使用等）

- その他留意事項(申請費用の負担、情報公開、個人情報保護、公益通報者保護に関して講ずる措置、環境へ配慮した取組み、申請書への虚偽記載の場合の失格、指定取消しの要件、ネーミングライツの導入など)

(4) 指定期間

指定期間については、法令上特段の定めはないが、公の施設の効果的かつ効率的な管理の観点や各施設の設置目的や実情等を勘案し、適切な期間を設定する必要があるものと考えられる。ガイドラインでは、指定期間につき、施設の種類や特性に応じて設定することとされている。県の平成30年4月1日現在の状況を見ると、廃止が予定されている施設等を除いて3年から5年の期間で設定されている。

3. 指定管理者の候補者の選定

(1) 選定基準

通則条例第3条に規定する基準を踏まえ、施設の種類や特性に応じて施設ごとに具体的な選定基準を設定することが定められている。また、募集要項の公表時に選定基準ごとの配点について明確に記載することが求められている。

(2) 審査委員会による審査について

管理経費等の審査項目ごとの配点について公募前に審査するとともに、選定基準に基づき申請者からの申請内容について審査し、最も適した候補者を選定するため、指定管理者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置することとしている。

審査委員会は、各部局長等を委員長とし、各部局主管課長等及び共通外部委員等で構成される。共通外部委員とは外部の視点により、統一性を持って審査の透明性や公平性を確保するために、総務部で選任する外部の有識者委員をいう。

また、各部局は、審査に専門的知識を要する場合など、必要に応じて共通外部委員とは別途に外部の有識者を委員として参画させることができる。共通外部委員及び各部局で選任する外部有識者委員の総数については審査委員会構成員の半数以上とされている。

審査委員会は、指定管理者の募集前において、施設の特性に応じ、選定基準や管理経費等の審査項目ごとの配点、募集時期及び指定期間等が適切であるか、募集要項を審査及び評価し、必要な意見を提供することとされている。

また、候補者の選定に関して選定基準に基づき、申請者及びその事業計画書の内容等を審査及び評価し、部局長が候補者とすべき者を選定するに当たり、必要な意見を提供することが求められている。

4. 指定管理者の指定及び協定の締結

施設を所管する部局長は、審査委員会の審査結果を尊重し、候補者とすべき者を総務部長と合議の上、知事の決裁を得て候補者とするものである。その後、県議会において公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間等について地方自治法第244条の2第6項の議決を得る。なお、県から管理経費の支出を予定している場合は少なくとも指定の議決を得る直前の議会において、債務負担行為の設定に係る議案について、議決を得る必要がある。

県は県議会の議決後は、指定管理者の指定について公示するほか指定管理者にその旨を通知する。

指定管理者の指定後は、県と指定管理者の間で速やかに包括協定を締結する。協定は、原則として指定期間全体に関する協定（包括協定）と単年度ごとに詳細を定める協定（年度協定）がある。協定の内容についてはガイドラインで例示されているが、施設の種類や特性に応じて必要な事項を盛り込むこととされている。

5. 指定管理者に対する監督・評価検証

(1) 指定管理者に対する監督

県は、指定管理者が指定期間中に事業計画書又は協定書に従って適切な施設管理を行っているか、施設のサービス水準が適切に保たれているか等について、定期的又は随時に調査を行い、必要に応じて適切な指示を行わなければならない（地方自治法第244条の2第10項）。

また、指定管理者は事業報告書の作成が求められ、県はこれにつき現地調査や証拠書類の提出等により確実に確認を行うことが定められている。

(2) サービス提供・管理運営状況に係る検証等

指定管理者は、より良いサービスの提供等に向けて、施設の利用者等からアンケートの調査を実施し、広く意見の収集に努めている。県と指定管理者は、これらの意見を踏まえ、サービスの提供や管理運営状況について、それぞれの立場から分析・検証を行っている。検証に当たっては施設に設置している第三者を含む運営協議会等や審査委員会を活用する等、外部視点の導入に努めることとされている。

施設所管課は、指定管理者の検証報告を分析・検証するとともに自らの分析・検証結果を踏まえ、必要に応じて適切な指示を行うものとされている。

第3章 包括外部監査の結果報告

第1 各施設についての結果報告

1. 山形県男女共同参画センター

(1) 施設の概要

施設名	山形県男女共同参画センター
施設所管課	子育て推進部 若者活躍・男女共同参画課
条例・規則等	山形県男女共同参画センター条例 山形県男女共同参画センター条例施行規則
設置目的(条例による)	男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第2条第1号に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する活動を総合的に支援する。
開設年月日	平成13年4月1日
所在地	山形市緑町一丁目2番36号(「遊学館」2階)
敷地面積	「遊学館」9,998.67㎡
建物構造	「遊学館」鉄筋コンクリート造 地上4階、地下2階
延床面積	611.35㎡
主な施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 託児室 ・ 団体・グループ活動室 ・ 相談室 ・ 学習室 ・ 図書資料コーナー
主な建設費 (単位：千円)	「遊学館」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査設計費 85,044 ・ 工事監理委託 64,579 ・ 本館建設工事 5,452,793 ・ 造園、外構工事 273,995 <hr style="width: 50%; margin-left: 0;"/> 合計 5,876,411
平成29年度 指定管理者	公益財団法人山形県生涯学習文化財団
県費負担(実績)	平成29年度 指定管理料以外の負担なし
施設の特徴	山形県生涯学習センター、山形県男女共同参画センター及び県立図書館が一体となった複合施設である通称「遊学館」の2階に設置されている。

(2) 指定管理者の選定経緯等

①指定管理者指定の経過

指定期間	指定管理者	公募・非公募	申請者数
(第1期) 平成18年4月1日 ～平成21年3月31日	財団法人山形県生涯 学習文化財団	公募	1団体
(第2期) 平成21年4月1日 ～平成24年3月31日	財団法人山形県生涯 学習文化財団	公募	1団体
(第3期) 平成24年4月1日 ～平成27年3月31日	公益財団法人山形県 生涯学習文化財団	公募	1団体
(第4期) 平成27年4月1日 ～平成32年3月31日	公益財団法人山形県 生涯学習文化財団	公募	1団体

②指定管理者の直近の募集及び選定状況

ア 募集の方法

山形県生涯学習センター（当施設と同じ「遊学館」内に所在）の管理運営業務と合わせて一括して指定管理者の募集を行っている。

（理由）

- ・同一敷地内に2つの指定管理者が入ることによる、管理運営の矛盾発生の防止
- ・経費の効率的執行
- ・両センターの連携による事業効果の向上

イ 募集期間

平成26年6月10日から平成26年7月22日まで

ウ 申請団体（1団体）

団体名 公益財団法人山形県生涯学習文化財団

エ 審査の方法

選定基準に基づき、山形県教育庁指定管理者審査委員会（弁護士、公認会計士、大学教授の外部有識者を含む6名で構成）の審査を経て候補者を選定した。

審査基準	審査項目
Ⅰ センターの管理運営に関する基本方針	施設の設置目的と管理運営方針
	経営方針
Ⅱ 男女共同参画推進事業に関する提案	男女共同参画推進事業の実施方針等
	運営体制と民間団体等の協力体制の構築
	男女共同参画推進事業の実施計画
Ⅲ 施設の管理運営に関する提案	利用者サービス向上に向けた取組
	運営体制と組織
	情報管理と危機管理
	施設の管理運営に関する収支計画
	安定的運営の基礎となる経営基盤

オ 選定結果（審査評価）

65.8 点（100 点満点）

カ 主な選定理由

- ・中規模ホールや少人数向け研修室を有する施設の特色、県立図書館を併設する複合施設としての利点を PR していくなど独自の方針を提案している。
- ・これまでの指定管理者としての実績を活かした自主事業の実施等を提案している。
- ・女性人材育成事業の強化等による実践的活動を推進し、県・市町村・地域のネットワークや関係機関等との連携強化を重視することを提案しており、男女共同参画社会の実現に効果的と判断される。
- ・利用者の要望に応じた利用者サービス向上に向けた取組を提案している。
- ・近隣の文翔館、教育資料館と連携し、文化・芸術振興の視点を踏まえた事業を提案している。

（3）施設の利用状況（単位：人）

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
学習室利用	2,714	2,632	2,934	3,105	2,270
託児室利用	547	521	542	426	666
団体室利用	1,129	1,121	928	560	563
来館による相談	393	394	203	208	172
図書利用	1,212	786	1,570	1,799	1,782
本施設を会場とする主催行事参加者	4,515	4,050	4,137	4,441	5,529

(4) 収支の推移状況 (単位：千円)

科目		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		予算	決算								
収 入	指定管理料	29,152	29,152	29,985	29,985	29,839	29,839	29,839	29,839	29,839	29,839
	利用料	114	129	224	222	137	157	265	299	97	205
	その他収入	-	-	102	102	84	84	91	91	90	123
	収入計	29,266	29,281	30,311	30,309	30,060	30,080	30,195	30,229	30,026	30,167
支 出	人件費	14,900	15,093	15,553	16,112	16,101	16,514	16,939	17,439	15,969	17,529
	事務費	1,170	1,129	1,662	1,398	1,359	1,281	1,495	1,278	1,145	840
	男女共同参画事業経費	13,196	13,057	13,096	12,728	12,600	12,264	11,761	11,476	12,912	11,655
	支出計	29,266	29,281	30,311	30,239	30,060	30,060	30,195	30,195	30,026	30,026
収支差額		-	-	-	70	-	20	-	34	-	141

(5) 指定管理者との主な協定内容

① 主な業務内容

- ・山形県生涯学習センター及び山形県男女共同参画センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・山形県男女共同参画センターの運営に関する業務 (※)
- ・施設等の使用許可に関する業務
- ・施設の使用許可の取り消し、許可に付した条件の変更及び施設等の使用の停止に関する業務
- ・委託者が必要と認める業務

(※) 山形県男女共同参画センターの運営に関する業務は次の業務である。

- ・県民の男女共同参画の実践拡大を目的とする女性の人材育成・チャレンジ機会の拡大事業
- ・県民の男女共同参画推進を目的とする学習・研修・普及啓発事業
- ・県民の男女共同参画の実践拡大を目的とする地域との連携強化、団体活動支援・交流事業
- ・男女共同参画に関する相談事業
- ・男女共同参画に関する情報収集・提供事業
- ・男女共同参画に関する調査・研究事業
- ・その他男女共同参画社会づくり促進に必要な業務

②施設等の修繕に関する費用負担

施設等の修繕に関する費用分担は以下のとおりである。

内 容	指定管理者	県
施設等の経年劣化等に伴う改修・更新などで、1件につき50万円を超える比較的大規模な修繕		○
1件につき50万円以下の通常の保守点検の過程で生じる部品交換や、日常的な修繕など比較的小規模な修繕(収支計画に掲げた修繕費の範囲内)(※)	○	
緊急な修繕を要する場合や特に必要と認められる修繕	協議事項	

(※) 指定管理者は、修繕費の実績額が収支計画に掲げた額を下回った場合、その差額を県に返還しなければならない。

③経費負担

平成29年度の指定管理料については以下のとおりである。

	支払時期	支払金額
前金払	平成29年4月、6月 8月、10月、12月、 平成30年2月	29,839,000円

④リスク分担

本施設の管理業務に関するリスク分担は以下のとおりである。

項目	内容	指定管理者	県
法令等の変更	指定管理者が行う管理運営業務に影響を及ぼす法令等の変更	○	
第三者賠償	本業務における公害、生活環境阻害等	○	
物価変動	指定後のインフレ・デフレ	○	
金利変動	金利変動	○	
不可抗力	自然災害等による業務の変更、中止、延期	協議事項	
申請コスト	指定管理者の指定申請時にお	○	

	ける費用負担		
資金調達	必要な資金の確保	○	
施設競合	施設競合による利用者減、収入減	○	
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況	○	
運営費の膨張	県以外の要因による運営費の膨張	○	
施設・設備の損傷	管理上の瑕疵による施設・設備等の損傷	○	
	上記以外による施設・設備の損傷	協議事項	
債務不履行	施設設置者（県）の協定内容の不履行		○
	指定管理者による業務及び協定内容の不履行	○	
損害賠償	管理上の瑕疵による事故及びこれに伴う損害	○	
	上記以外による事故及びこれに伴う損害	協議事項	
運営リスク	管理上の瑕疵による臨時休館等に伴う運営リスク	○	
	施設、設備等の不備や火災等の事故による臨時休館等に伴う運営リスク	協議事項	

(6) 監査の結果

①収支報告書に計上する人件費について

指定管理者は、「山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年3月22日山形県規則第8号）」第4条に基づき、管理業務に係る経理の状況を示すものとして収支報告書を県に提出している。

「山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年3月22日山形県規則第8号）」より抜粋

（事業報告書の作成及び提出）

第4条 指定管理者は、毎年度、その管理する公の施設に関する次に掲げる事

項を記載した事業報告書を作成し、当該年度の終了後 30 日以内に知事等に提出しなければならない。ただし、年度の中途において地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して 30 日以内に当該年度の当該日までの間に係る事業報告書を作成し、知事等に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用の状況
- (2) 公の施設の利用に係る料金の収入実績
- (3) 管理業務に係る経理の状況
- (4) その他知事等が必要と認める事項

当施設の指定管理者が提出した収支報告書によると、平成 27 年度から平成 29 年度まで、支出合計の予算額と決算額が同額計上されている。

これは、指定管理業務に携わる職員に係る人件費について、実際に支出した人件費ではなく、他の経費（事務費、男女共同参画事業経費）を予算に比して節減できた額を限度として、人件費予算額に加算した額を計上しているためである。

収支報告書上の人件費予算額は、県が指定管理者募集の際に指定管理料積算の前提として示した人員体制を想定した額が計上されている。一方で、実際の人件費は、指定管理者募集に係る企画提案時に、指定管理者が仕様より経験豊富な人員を追加した体制とすることを提案して配置しているため、予算額より多額となっている。指定管理者は、独自提案の人員追加配置による人件費の予算超過を原因とした収支報告書上の収支マイナスを避けるため、当該方法により報告していた。なお、当該収支報告書上の人件費決算額を超えた部分は、指定管理者の財務諸表上は自主事業費に含めて計上されている。

(収支報告書に計上する人件費について)

指定管理者は、平成 27 年度から平成 29 年度までの収支報告書において、人件費として、実際に発生した人件費ではなく、事務費や男女共同参画事業経費を予算より節減した額を限度として、人件費予算額に加算した額を計上していた。その結果、支出合計の予算額と決算額が同額計上された状態となっていた。

県は、必要なサービスが提供されているかを確認し、今後の指定管理料をより適切に積算するため、収支実績を正確に把握することが必要である。よって、県は、人件費について、予算額により調整した金額ではなく、実際に発生した金額を計上するよう指導する必要がある。【意見】